

平成21年度決算に基づく健全化判断  
比率及び資金不足比率審査意見書

平成 2 2 年 9 月

栃 木 県 監 査 委 員

栃 監 査 第 6 2 号

平 成 2 2 年 9 月 1 7 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一 様

栃 木 県 監 査 委 員 高 橋 文 吉

同 榑 淵 忠 男

同 黒 本 敏 夫

同 田 崎 昌 芳

平 成 2 1 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足  
比 率 審 査 意 見 書 の 提 出 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 する 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 2 2 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き、 平 成 2 2 年 7 月 3 0 日 付 け で 審 査 に 付 さ れ た 平 成 2 1 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全  
化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 に つ い て 審 査 し た 結 果、 次 の と お り 意 見 書 を 提 出 し ま す。

# 健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の審査は、知事から提出された平成21年度決算に基づく健全化判断比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成21年度決算 に基づく比率	平成20年度決算 に基づく比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	-	-	3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	-	-	8.75 %	25 %
実 質 公 債 費 比 率	12.0 %	12.7 %	25 %	35 %
将 来 負 担 比 率	171.0 %	165.8 %	400 %	

（注1）実質赤字比率は、実質収支が黒字であることから算定されない。

（注2）連結実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字であり、公営企業会計の各会計において資金不足は発生していないことから算定されない。

## 3 審査の意見

### (1) 実質赤字比率について

平成21年度の一般会計等の決算において、実質収支は63億円余の黒字となっていることから、実質赤字比率は算定されない。

しかしながら、これは財政調整的基金を実質192億円取り崩し財源不足を補ったことによるものであり、今後の税収や地方交付税等の動向によっては、実質収支が赤字になることも懸念される。

本県財政の健全化へ向けて、基金に頼らない持続可能な財政基盤の早期確立を図られたい。

(2) 連結実質赤字比率について

平成21年度の一般会計、特別会計の決算においては、実質収支が黒字であり、公営企業会計の各会計毎の決算においては、資金不足が発生している会計はないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は12.0%で、早期健全化基準を下回っており、前年度より0.7ポイント改善している。

これは、行財政改革大綱に基づき、投資的経費の抑制に取り組むことによりこれに係る県債発行額が減少したことや、公債償還費の平準化に取り組んできたことから、公債費が減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は171.0%で、早期健全化基準を下回っているが、前年度より5.2ポイント悪化している。

これは、一般会計等の決算において、財源不足を補うため財政調整的基金を取り崩した結果、充当可能基金が減少したことによるものである。

なお、この比率は将来負担を限定的に算入したものであり、他に、公の施設の管理運営契約や複数年度にまたがる建設工事に係る債務負担行為など、将来確実に負担が見込まれるものもあり、これらについても把握しておく必要がある。

また、地方債残高は1兆円を超えているが、その主な要因は臨時財政対策債の発行増によるものであり、今後も増加することが見込まれる状況にある。臨時財政対策債は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額に全額算入され、将来負担額から控除されることから、比率算定上影響はないものの、地方債であることから、引き続き県債全体の適正な管理が必要である。

# 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

平成21年度決算に基づく資金不足比率の審査は、知事から提出された資金不足比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

事業会計名	平成21年度決算 に基づく比率	平成20年度決算 に基づく比率	経営健全化基準
病院事業会計	-	-	20 %
電気事業会計	-	-	20 %
水道事業会計	-	-	20 %
工業用水道事業会計	-	-	20 %
用地造成事業会計	-	-	20 %
施設管理事業会計	-	-	20 %
流域下水道事業特別会計	-	-	20 %
馬頭最終処分場事業特別会計		-	20 %

(注1) 資金不足比率は、各会計で資金不足が発生していないことから算定されない。

(注2) 馬頭最終処分場事業特別会計については、平成21年度決算から健全化判断比率の対象となった。

### 3 審査の意見

#### (1) 病院事業会計資金不足比率について

病院事業会計については、資金不足が発生していないことから、比率は算定されない。

また、「平成21年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、176.4%となっている。さらに、過年度未収金を流動資産から控除した場合でも、流動比率は172.5%となっている。

しかしながら、「平成21年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載したとおり、県立病院にあっては、高度で専門的な医療が求められる一方で、経営の効率化も求められていることから、一般会計負担金の縮減に向け、一層の経営改善に取り組まれるよう望むものである。

#### (2) 電気事業会計資金不足比率について

電気事業会計については、資金不足が発生していないことから、比率は算定されない。

また、「平成21年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した電気事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、2,868.4%となっている。

前年度に引き続き経営は良好な状態にあると認められる。

#### (3) 水道事業会計資金不足比率について

水道事業会計については、資金不足が発生していないことから、比率は算定されない。

また、「平成21年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、3,338.4%となっている。

前年度に引き続き経営は良好な状態にあると認められる。

#### (4) 工業用水道事業会計資金不足比率について

工業用水道事業会計については、資金不足が発生していないことから、比率は算定されない。

また、「平成21年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した工業用水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、2,482.3%となっている。

前年度に引き続き経営は良好な状態にあると認められる。

なお、平成22年度中には、大口契約企業の撤退が予定されており、収益の減少が見込まれることに留意されたい。

(5) 用地造成事業会計資金不足比率について

平成21年度決算の用地造成事業の資金不足比率の算定は、流動資産から「販売を目的として所有する土地」に係る土地評価差額を控除した額と総資本の額により算定されるが、資金不足が算出されないことから、比率は算定されない。

また、その流動比率は、2,248.1%となっており、さらに、「販売を目的として所有する土地」の資産高を全て控除した場合でも流動比率は、219.4%となっている。

しかしながら、当該年度においても経常損失が発生し、厳しい経営状況であることから、早期分譲に努められるよう望むものである。

(6) 施設管理事業会計資金不足比率について

施設管理事業会計については、資金不足が発生していないことから、比率は算定されない。

また、「平成21年度栃木県公営企業会計決算審査意見書」に記載した施設管理事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、536.3%となっている。

賃貸ビル事業においては、今後とも安定的な収入の確保に努められたい。

また、ゴルフ場事業においては、引き続き指定管理者制度の特長を活かした経営に努められたい。

(7) 流域下水道事業特別会計資金不足比率について

平成21年度の決算において、実質収支は16億円余の黒字となっていることから、資金不足比率は算定されない。

本事業は、維持管理費は計画排水量に応じて市町が負担し、建設費は国、県及び市町が負担するものであることから、資金不足額の発生は想定されないが、今後とも、引き続き経営の効率化に努められたい。